

道の駅みき 飲食・物販・キッチンカーの店について

道の駅みきでイベント出店にチャレンジしませんか？屋外スペースを、「飲食」「物販」「キッチンカー」等でご利用いただけます。ご希望の際は、以下の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

1. 出店区画・出店料（単位：円/区画/日、税込）

利用区画	利用料	平日 (盆・正月・GW・管理者指定期日除く)	土日祝 (盆・正月・GW・管理者指定期日含む)
屋外イベント通路 間口 3,000×奥行 1,800		2,200 円	3,300 円
キッチンカー区画 間口 4,800×奥行 2,300		2,200 円	3,300 円

※上記金額は、電気使用料（1回路あたり「1,000W」まで）を含みます。

2. ご利用時間

9:00～18:00（搬入出時間含む。左記時間内であれば出店時間の設定は可能。）

3. 申込方法・ご利用の流れ

(1) 申込期間

- 事前予約が必要です。希望日の2ヶ月前から1週間前までの間、月単位での申込が可能です。
(例：4月は4～6月分の申込が可能)

(2) 面談・現地説明

- 新規利用される場合、管理者による面談ならびに現地説明を受けてください。

(3) 申請書等の提出

- 「道の駅みき屋外スペース利用許可申請書」に必要事項をご記入のうえ、電子メール (riyou@mikiyama.co.jp) または FAX 0794-83-9508 のいずれかで送信してください。
※月をまたいでのご利用の際は、各月毎に申請書を提出してください。
- 各関係機関（保健所・消防等）への手続きにつきましては、申込者各自で対応してください。
(参考)

書面名	備考	お問合せ先
露店等の開設届出書	火気器具等を使用する露店に必要です。届出書は、催しの3日前までに消防長に2部提出する必要があります。右記機関と調整のうえ、承認済の書面のコピーを管理会社へご提出ください。	三木市消防本部
喫煙・裸火使用・危険物品持込み申請書	喫煙、裸火の使用、危険物品持込等の行為をしようとする者は、申請書を消防長に提出し承認を受ける必要があります。(2部) 右記機関と調整のうえ、承認済の書面のコピーを管理会社へご提出ください。	0794-82-0119
食品衛生法許可証	食品衛生法に関わる形態での食品販売をされる場合、右記機関と調整のうえ、発行される許可証のコピーを管理会社へご提出ください。	加東市健康福祉事務所 食品業務衛生課
臨時の営業許可証	食品衛生法に関わる形態で臨時に食品販売をされる場合、右記機関と調整のうえ、発行される許可証のコピーを管理会社へご提出ください。	0795-42-9371

- その他、状況に応じ必要とされる書類を提出してください。

(4) 利用許可

- 申請書に記載のあるFAXまたはメールアドレス宛に利用許可書を返信いたします。
- 数日経過後でも弊社より返信のない場合は、別途お電話にてお問い合わせください。
- 出店位置・区画については来場者の安全対策を最優先し弊社にて決定いたします。

4. 搬入出

- 出店当日、搬入の前に「道の駅みきインフォメーション」までお声掛けください。
- 出店料は、当日「10時～15時」の間に「インフォメーション窓口」にて、現金で精算してください。
- 搬入・搬出は来館されるお客様に迷惑がかからないように安全かつ速やかに作業してください。
- 搬入出車両及び販売員の方の車両は、第2駐車場（階段上）に駐車してください。
搬入出時は、第1駐車場の利用は可能ですが、搬入出が終わり次第速やかに車両を移動してください。
- 出店者やその関係者が第1駐車場に駐車することのないようにしてください。
- 「キッチンカー」の出店は、決められた区画（オレンジ色のゼブラゾーン内）を厳守してください。
建物（道の駅みき）側はお客様の通行を妨げないこと、また、電源の延長コードを使用の際は安全のためコードカバー等で養生してください。

- 床面や壁面に汚損の恐れがある場合、コンパネやブルーシート等で養生してください。
- 給水設備はありません、事前にご準備ください。また、発生した汚水等は各自お持ち帰りください。
- ご利用後、必ず利用した区画を清掃してください。また、発生したゴミ等は各自お持ち帰りください。
- 営業終了後、日々の売上・客数について「インフォメーション窓口」まで報告してください。

5. 会期

- お客様の問合せがありますので、申請書に記載の出店時間は、原則遵守してください。出店時間より早く撤収する場合は、「道の駅みきインフォメーション」へその旨を伝えてください。
- 営業中は必ず管理責任者（食品衛生責任者等）が常駐するようにしてください。
- 電源は指定のコンセントを利用してください。1回路あたり1,000Wまで。1,000Wを超える場合は各自発電機等に対応してください。
- 出店に必要な什器備品類（テーブル・椅子・延長コードなど）は、各自で準備してください。
- 飲食物の提供がある場合は、お客様用のゴミ箱等を設置してください。
- 火器類を使う場合は、必ず消火器を設置してください。

6. キャンセル等

- 利用申込後に、やむを得ずキャンセルする場合は、速やかに弊社まで連絡してください。
- キャンセルの場合、期日に応じて下記のキャンセル料を申受けます。
 - 1週間前から前日までのキャンセル 出店料の50%
 - 当日キャンセル 出店料の100%

7. 【特記事項】三木市暴力団排除条例について

自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号。以下「条例」という）第2条第1号で規定する暴力団）、暴力団員（条例第2条第2号で規定する暴力団員）または暴力団密接関係者（条例第2条第3号で規定する暴力団密接関係者）（以下「暴力団等」という）には該当しません。

※三木市では、三木市暴力団排除条例に基づき、市全体で暴力団排除に取り組んでいます。道の駅みきの利用においても暴力団等を排除するため、ご利用者の方に誓約をお願いしています。また、このことについて三木警察署に紹介する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び暴力団を排除する目的以外には使用しません。

8. 【特記事項】利用許可の取消と停止

次のいずれかに該当する場合、利用許可の取消し又は利用停止をいたします。この場合、利用者に損害が生じても三木市ならびに管理者は一切の責任を負いません。

- 利用の権利を管理者の承諾なしに譲渡・転貸したとき。
- 各種関連規則・条例または法令等の定め違反したとき。
- 利用許可の目的以外の目的に利用し、又は利用許可の条件に違反したとき。
- 不可抗力により利用することができなくなったとき。
- 施設の管理運営上又は公益上支障が生じたとき。(天災、感染症等)

9. 損害賠償等

- 持込品の破損についての金銭保証、物的保証は一切応じられません。あらかじめご了承ください。
- 飲食物の販売に関しては、衛生面や管理面に留意のうえ、利用者の責任において販売してください。
- 食中毒、食品販売行為に関する事故等に対して、三木市ならびに管理者（みきやま株式会社）は一切責任を負いません。各自加入保険で対応してください。
- 当施設利用中の展示物及び利用者が持込みになられた物(貴重品を含む)等の盗難、破損事故、人身損害については、三木市ならびに管理者（みきやま株式会社）は一切責任を負いません。
- 天変地異、関係省庁からの指導、その他、弊社の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害については一切の責任を負いません。
- 当レンタルスペース内外の建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合は、その損害の全てについて賠償していただきます。
- その他、利用者が本利用上の注意事項に違反したことによって、弊社が損害を被った場合には、その損害の全てについて賠償していただきます。
- 当施設の利用に際して、利用者間及び第三者との間でトラブルが発生した場合には、利用者がその責任と費用をもって一切解決するものとし、三木市ならびに管理者（みきやま株式会社）は何ら責任を負担しないものとします。

10. 問い合わせ先

道の駅みき

〒673-0433 兵庫県三木市福井 2426 番地先

TEL：0794-86-9500 FAX：0794-83-9508 Mail:riyou@mikiyama.co.jp